

仕 様 書

1. 件名

草加市福祉避難所対策に係る訓練・研修業務

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

3. 履行場所

草加市社会福祉ネットワーク指定の場所

4. 支払方法

業務完了払

5. 業務目的

災害時の要配慮者支援のうち福祉避難所対策を対象に、草加市社会福祉ネットワークを構成し、草加市と福祉避難所対策に関する協定を締結している社会福祉法人（以下、「協定締結法人」という。）を中心として、福祉避難所対策等、要配慮者の支援における協定締結法人と草加市の役割・対処行動の他、相互の連携・協力の過程を明確にすることを目的とした訓練を企画・実施する。

また、訓練の機会を通じて、令和3年度に草加市が整備した要配慮者支援に関する次のマニュアルを協定締結法人に周知し、訓練で検証するとともに、今後は、各協定締結法人で活用され、法人が個別に実施する研修や訓練の機会を通じて、検証・改善されるためのBCM（事業継続マネージメント）環境を構築する目的の副教材を作成する。

- (1) 福祉事業者向け事業継続計画－雛型
- (2) 福祉避難所開設・運営マニュアル（本編）
- (3) 福祉避難所開設・運営マニュアル（行動票）
- (4) 福祉避難所開設・運営マニュアル（資料編）

6. 業務委託の内容

(1) 実施計画書の作成

業務の実施に当たり、発注者との協議の上、全体スケジュール及び実施事項をまとめた業務計画書を作成すること。

(2) 訓練の企画・実施

福祉避難所の開設・運営に関わる協定締結法人と草加市の役割、及び行動に対する基本的な理解を図るとともに、相互間で連携する場面と方法に対する共通の認識を持つ機会として、次の訓練素材を作成し、企画、実施説明、進行支援、結果の取りまとめを行う。

① 集合訓練素材の作成

協定締結法人と草加市の担当者・関係者等が訓練会場に集合し、発災直後の要配慮者支援から、福祉避難所の開設・運営に到る過程をシミュレーションする集合訓練の素材として、訓練説明資料（映像資料を含むスライド資料）及び各参加者が手持ちする訓練進行資料を作成する。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策の影響により、集合形態での訓練が実施できない場合は、そういった状況下で実施可能な訓練方法を起案し、発注者と協議・調整した上で、説明素材として作成する映像資料をリモート訓練用に編集して、訓練素材とすること。

② 集合訓練の説明会

福祉避難所対策の準備が不十分であったり、防災訓練や避難訓練等、消防法に基づく訓練以外には訓練経験がない協定締結法人であっても、混乱なく集合訓練に参加できるための説明会を企画し、必要資料を作成して実施する。当該説明会では「4. 業務目的」に記載した4種類のマニュアルについて、概要と参照方法、法人内での研修や訓練等で活用する方法についても、合わせて説明する。

③ 個別訓練素材の作成

集合訓練では場所や時間の制約から参加者が限定され、協定締結法人及び草加市関係課の各職員が福祉避難所対策に対して共通した認識や行動の準備を行うには限界があるため、各組織で訓練担当者を定め、当該担当者が進行する形式の個別訓練を行うための素材を作成する。

個別訓練素材は、訓練の経験やノウハウがない施設長や職員等でも進行が可能となるよう、訓練方法の説明用に映像資料を制作して、訓練の進行と福祉避難所対策に対する理解が促進されるようにすること。

なお、協定締結法人向けの個別研修素材の作成にあたっては避難確保計画の訓練素材としても応用できるように編集すること。

7. 成果物

- (1) 本業務の履行中に作成した会議体の資料や議事録、訓練素材、報告書等の資料類は、3部納品すること。
- (2) 全ての納品物を電子記録媒体（DVD）で納品すること。

8. 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品などについては事業団の承諾なしには、他のいかなるものに対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取組に協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31

号) 及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

9. 問合せ先

社会福祉法人草加市社会福祉事業団事務局 担当：馬場

電話 048(930)0311